
VI. 会計帳簿等の保存義務等

収支報告書の要旨の公表

政治団体から提出された収支報告書等については、総務大臣又は都道府県選管において形式的な審査が行われた後、11月30日までに収支報告書の要旨の官報又は都道府県の公報への掲載等により公表されます。

1. 会計帳簿等の保存義務

国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書の要旨の公表の日から3年間、次の文書を保存しなければなりません。

- ・ 会計帳簿
- ・ 明細書
- ・ 領収書等
- ・ 振込明細書
- ・ 徴難明細書(人件費、人件費以外の経費で1件1万円以下の支出に係るもの)
- ・ 支出目的書(人件費、人件費以外の経費で1件1万円以下の支出に係るもの)
- ・ 資金管理団体の代表者が特定寄附をした場合は代表者からのその旨の通知
- ・ 上場・外資50%超の会社からの通知を受けた場合はその通知

なお、国会議員関係政治団体が解散等した場合においても、その時点の会計責任者に対して、これらの書面の保存義務が課されています。

2. 少額領収書等の写しの開示請求等への対応

収支報告書の要旨の公表のほか次のような収支公開の制度等があります。

(1) 収支報告書等の閲覧、写しの交付

何人も、収支報告書の要旨の公表の日から3年間、収支報告書等の閲覧又は写しの交付の請求を行うことができます。なお、総務大臣届出分については総務省ホームページにおいて閲覧が可能であり、また、ご自宅等のパソコンからプリントアウトすることも可能です。

(収支報告書の閲覧ページ)

http://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/seijishikin/index.html

(2) 領収書等の写し（収支報告書に添付された1万円超のもの）の開示請求

何人も、情報公開法等に基づき、行政庁が保有する文書の一つとして収支報告書に併せて提出された1件1万円超の支出（人件費以外）に係る領収書等の写し、徴難明細書、支出目的書、振込明細書の写しについて開示請求を行うことができます。

(3) 少額領収書等（1万円以下の支出（人件費以外））の写しの開示請求

何人も、少額領収書等の写しについて、収支報告書の要旨の公表の日から3年間、法に基づき開示請求を行うことができます。

なお、「少額領収書等の写し」とは収支報告書と併せて提出することを要しない1万円以下の支出に係る次の書面のうち人件費に係るもの以外のものをいいます。

- ・ 国会議員関係政治団体が徴収保存している領収書等及び振込明細書の写し
- ・ 国会議員関係政治団体が作成保存している徴難明細書、支出目的書

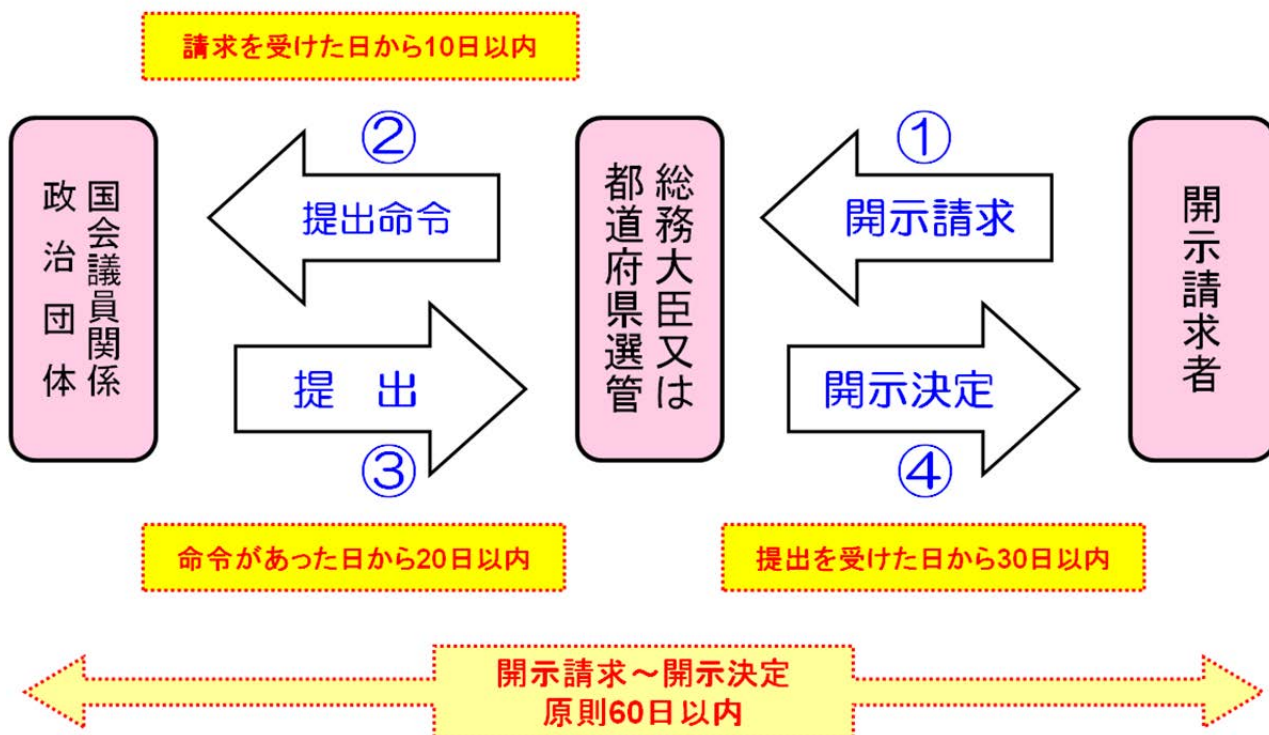
(1)の「収支報告書等」、(2)の「領収書等の写し」が行政庁で保有している文書であるのに対し、「少額領収書等の写し」については行政庁で保有していませんので、国民から総務大臣又は都道府県選管に対する開示請求があつて初めて、国会議員関係政治団体から行政庁への提出が必要となります。

(3)の開示請求があった場合、行政庁から国会議員関係政治団体に対し、少額領収書等の写しの提出命令がなされ、原則として、命令後20日以内に行政庁に提出しなければなりません。

[少額領収書等の写しの開示の流れ]

- ① 開示請求者から総務大臣又は都道府県選管に開示請求
- ② 総務大臣又は都道府県選管は、10日以内に国会議員関係政治団体に提出命令を发出
- ③ 国会議員関係政治団体は、提出命令があった日から、原則20日以内に少額領収書等の写しを総務大臣又は都道府県選管に提出
- ④ 総務大臣又は都道府県選管は少額領収書等の写しの提出があった日から、原則30日以内に開示決定

少額領収書等の写しの開示の流れ



3. 保存義務等の終了

収支報告書の要旨の公表の日から3年を経過すれば、1. の会計帳簿等の保存義務は終了します。

また、2. の開示請求等についても、収支報告書の要旨の公表の日から3年を経過する日まで請求することができることとなっていますので、原則として、同日後は請求することができなくなります。なお、同日前であっても、解散等をした国会議員関係政治団体に関する少額領収書等の写しの開示請求はできないこととされています。